

長崎市被爆80周年記念事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、被爆80周年の節目の年を迎えるに当たり、市民の平和の意識の醸成を図るため、被爆の実相の継承又は恒久平和の実現を訴えるメッセージの更なる発信を目的として行う事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、長崎市被爆80周年記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 被爆80周年を記念して実施すること。
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施すること。
- (3) 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が自ら企画、運営及び実施を行うこと。
- (4) 市内で開催すること。
- (5) 広く市民が参加できること又は広く市民に周知及び活用されること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業
- (3) 公の秩序を乱し、又はそのおそれがある事業

- (4) 法令等に違反し、又はそのおそれがある事業
- (5) 国又は地方公共団体から他の制度による補助金等を受けて行う事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市民又は市内に主たる活動拠点がある個人若しくは団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費をいう。）
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料、筆耕手数料及び保険料をいう。）
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、令和7年5月31日とする。

2 規則第3条第1項第1号に掲げる事業計画書及び同項第2号に掲げる

収支予算書は、それぞれ被爆 80 周年記念事業計画書（第 1 号様式）及び被爆 80 周年記念事業収支予算書（第 2 号様式）によるものとする。

3 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 3 号の書類の添付は、省略させるものとする。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める期日は、規則第 6 条第 1 項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から起算して 15 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は令和 8 年 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

2 規則第 12 条第 1 号の書類は、被爆 80 周年記念事業収支決算書（第 3 号様式）とする。

3 規則第 12 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 被爆 80 周年記念事業実施内訳書（第 4 号様式）

(2) 補助対象経費に係る領収書

(3) 補助対象事業の内容及び実施状況等が確認できるパンフレット、写真、チラシ等の資料

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)に必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以後も、なおその効力を有する。

被爆80周年記念事業計画書

事業の名称	
事業者名	
事業目的	
事業内容	
(1)実施予定年月日 (実施予定期間)	
(2)実施場所	
(3)予定数 (参加者、対象、件数等)	
事業実施スケジュール□	

被爆80周年記念事業 収支予算書

1. 事業の名称

2. 収入

区 分	予算額 (円)	内 容 (積 算 内 訳)
寄付金		
その他の収入		
自主財源		
小計①		
長崎市被爆80周年記念事業費補助金②		補助金要望額を記入してください。 (※補助対象経費と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を記入してください。)
収入合計 (①+②)		

3. 支出

区 分	予算額 (円)	内 容 (積 算 内 訳)
補 助 対 象 経 費	報酬	
	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
補助対象経費の合計③		
補 助 対 象 外 経 費		
補助対象外経費の合計④		
支出 (総事業費) 計 (③+④)		収入合計と同額

年 月 日
 事業者名
 代表者名

被爆80周年記念事業 収支決算書

1. 事業の名称

2. 収入

区 分	決算額 (円)	内 容 (積 算 内 訳)
寄付金		
その他の収入		
自主財源		
小計①		
長崎市被爆80周年記念事業費補助金②		補助金要望額を記入してください。 (※補助対象経費と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を記入してください。)
収入合計 (①+②)		

3. 支出

区 分	決算額 (円)	内 容 (積 算 内 訳)
補助対象経費	報酬	
	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
補助対象経費の合計③		
補助対象外経費		
補助対象外経費の合計④		
支出 (総事業費) 計 (③+④)		収入合計と同額

上記の金額は、決算と相違ないことを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者名

被爆80周年記念事業実施内訳書

事業の名称		
事業者名		
事業目的		
事業内容		
(1)実施年月日 (実施期間)		
(2)実施場所		
(3)実績 (参加者、対象、件数等)		
事業費	総事業費 A	円
	事業収入額 B (※寄付金その他の収入)	円
	差引経費所要額 C (A - B)	円
	補助対象経費 D	円
	補助金所要額 E (CとDのいずれか少ない額)	円

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住所
事業者名
代表者名 印

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで補助金の額を確定した長崎市被爆80周年記念事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）
- ・2の金額の積算内訳書等